

(様式第1号)

宮城県後期高齢者医療広域連合公募型指名競争入札公告 (追加公募)

後期高齢者医療高額療養費口座の事前登録業務支援に係る公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加の希望がある場合は、次により申し込みを行ってください。

令和4年4月19日

宮城県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 康志

1 公募型指名競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 業務名 | 後期高齢者医療高額療養費口座の事前登録業務支援 |
| (2) 納品又は実施場所 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日～令和5年1月31日(予定) |

2 主な仕様

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 当該業務の所管課 | 宮城県後期高齢者医療広域連合 給付課 |
| (2) 物品又は委託の種別 | 業務委託 |
| (3) 主な仕様 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 概算数量等 | 別紙仕様書のとおり |

3 公募型指名競争入札予定時期

令和4年6月1日

4 公募型指名競争入札に参加する者に必要な条件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県物品調達等に係る競争入札参加業者登録名簿に登録されていること。
- (3) 当該物品を調達する際に特別な資格等を有する場合、当該業務を施行する際に特別な資格等を有しなければならない場合、その資格等を有すること。
- (4) 当該公募型指名競争入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、営業停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 当該公募型指名競争入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、宮城県の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成29年度から令和3年度までの間に、国(公社及び独立行政法人を含む)、地方公共団体又は都道府県後期高齢者医療広域連合より同等の業務を受託し、履行した実績を有すること。なお、同等の業務とは、給付金等の各種申請書等の印刷作成・封入封緘・発送・受領・データ作成等のBPO業務であり、取り扱い件数が28,000件以上のものとする。
- (7) ISMS(ISO/IEC27001)認証またはプライバシーマークを取得し、業務を行う事業所が認証登録範囲内に含まれること。

5 公募型指名競争入札参加申込等

- (1) 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、公募型指名競争入札参加申込書（様式第2号）及び必要に応じて同種の納品又は施行実績に関する資料（様式第3号）を持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。
- (2) 公募型指名競争入札参加申込等の提出期間等
 - ① 期 間 令和4年4月19日から令和4年5月11日まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
 - ② 時 間 持参の場合は午前9時から午後4時まで
 - ③ 提 出 先 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館9階
宮城県後期高齢者医療広域連合総務課
電話：022-266-1026
 - ④ 提出部数 1 部
 - ⑤ 用紙の配布 入札等公告の日から、ホームページで配布

6. 指名等に関すること

- (1) 申込書等の審査の結果、指名された者のうち、入札を執行する場合は、令和4年5月中旬に郵送により通知するものとする。
- (2) 公募型指名競争入札参加申込書等の審査の結果、指名されない場合がある。その場合には、指名されなかった申込書提出者に対して、指名しなかった旨を書面（様式第4号。以下、「非指名通知」という。）により通知するものとする。
- (3) (2)の非指名通知を受け、指名されなかったことに対して不服のある者は、宮城県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）に対して指名しなかった理由及びその説明（以下「非指名理由等」という。）を求めることができる。
- (4) (3)の非指名理由等を求める場合には、通知した翌日から起算して7日（広域連合の休日を定める条例（令和19年条例第2号）第2条に規定された休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、その旨を記載した書面を提出すること。
- (5) (4)の書面は、持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (6) 非指名理由等を求められたときは、非指名理由等を求めることができる最終日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面（様式第5号）により回答する。
- (7) (4)の書面の提出先及び提出時間は、次のとおりとする。
 - ① 受付窓口 宮城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合という。」）総務課
 - ② 提出時間 午前9時から午後4時まで（休日を除く）

7. 再苦情申立てに関する事項

- (1) 広域連合からの非指名理由等に不服がある者は、非指名理由等に係る書面を受け取った日から7日（休日は除く。）以内に、書面により、広域連合長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) 再苦情の申立てについては、広域連合長が速やかに宮城県後期高齢者医療広域連合入札業者指名等委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会が審議するものとする。
- (3) 再苦情の申立てに関する手続等を示した書類等の配布及び再苦情の提出先と提出時間は、6の(7)のとおりとする。

8. 仕様書等を示す場所及び期間並びに仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 本業務に係る仕様書等については、広域連合ホームページへ掲載する。なお、契約書及び契約事項、競争入札参加心得については、6の(1)の通知時に送付する。

① 掲載期間 令和4年4月19日から令和4年5月11日まで

仕様書等に対する質問及び回答

- ① 仕様書等に対する質問は、申込書等の提出期限までに、簡易なものを除き、広域連合に対し文書で行うこと。質問書の様式は別に定める。
- ② 質問書の受付については、広域連合総務課において行う。
- ③ 文書による質問に対する回答は、質問書が提出されてからすみやかに書面（以下「回答書」という。）により行う。

9. 契約締結時期等

契約締結時期は、公募型指名競争入札実施日から7日以内とする。

10. その他

- (1) 公募型指名競争入札参加申込書等の説明会及び現場説明会は原則として実施しない。
- (2) 公募型指名競争入札参加申込等のヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された公募型指名競争入札参加申込書等は、返却しない。なお、公募型指名競争入札参加申込書等は、情報公開条例に基づく申請による場合を除き公表しないものとし、また無断で他に使用することはしない。
- (4) 公募型指名競争入札申込書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 公募型指名競争入札申込書等に虚偽の記載をした者は、本業務の指名業者としないとともに、指名停止措置を執ることがある。
- (6) 契約期間若しくは納期は、事情により変更することがある。
- (7) 公募型指名競争入札参加者は、仕様書等を熟知し、競争入札参加心得の留意事項を遵守すること。
- (8) 本業務は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格を適用する。

11. 問い合わせ先

宮城県後期高齢者医療広域連合総務課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館9階

電話番号：022-266-1026 FAX：022-266-1031